

JA 教育ローンカード型（基金協会保証型）ネットローン

令和 5 年 10 月 1 日現在

ご融資利率	◎変動金利 年 2.450%（保証料別）																
お使いみち	◎就学（予定者を含む）子弟に要する教育に関する全ての必要な資金（借入申込日から 3 ヶ月以内にお支払済みかつ支払確認が可能な入学金、寄付金、授業料、学費等で学校への支払資金を含む）。 ①入学金、寄付金、授業料、学費 ②アパートの家賃等																
ご利用いただける方	◎個人の JA 組合員の方。 （農業者以外の方でも、出資により組合員資格を取得できますので、出資金額・手続等は JA 融資窓口までご相談ください。） ◎借入時の満年齢が 18 歳以上 65 歳未満の方。 ◎教育施設（修業年限が 6 か月以上（外国の教育施設は 3 か月以上）で、中学校卒業以上の者を対象とする次の教育施設とします。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 ・大学、大学院（法科大学院など専門職大学院を含む）、短期大学 ・専修学校、各種学校（予備校、デザイン学校など） ・高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部 ・その他職業能力開発校などの教育施設 ◎前年度税込年収が 150 万円以上であること。 ◎営業年数が 1 年以上である自営業者の方。または、勤務・就農が確認できる給与所得者・農業者の方。ただし、勤続年数が 1 年未満の方は一定の条件が必要となります。 ◎JA の地区内に居住している方。 ◎保証機関（和歌山県農業信用基金協会）の保証が得られる方。 ◎その他 JA が定める条件を満たしている方。																
ご融資極度額	◎10 万円以上 500 万円以内で所要金額の範囲内となります。（10 万円単位）																
ご融資期間	◎ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の 10 日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 JA がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様としますが、満 65 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。 ◎新規貸越可能期間は、対象の就学子弟の卒業年度末日とします。ただし、新規貸越可能期間中であっても、不適格等により 1 年毎の契約更新が停止した場合や 65 歳の誕生日以降の契約更新日が到来した場合は貸越停止となります。																
ご返済方法	◎新規貸越可能期間は、利息のみをご返済いただき、新規貸越可能期間終了後は、元金および利息をご返済いただきます。 ◎約定返済 毎月 10 日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、契約金額（借入極度額）に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。具体的にご返済額は次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="304 1865 1503 2110"> <thead> <tr> <th>契約金額 （借入極度額）</th> <th>返済額 （元金+利息・保証料）</th> <th>契約金額 （借入極度額）</th> <th>返済額 （元金+利息・保証料）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 万円以上 70 万円以下</td> <td>1 万円+利息・保証料</td> <td>310 万円以上 380 万円以下</td> <td>5 万円+利息・保証料</td> </tr> <tr> <td>80 万円以上 150 万円以下</td> <td>2 万円+利息・保証料</td> <td>390 万円以上 460 万円以下</td> <td>6 万円+利息・保証料</td> </tr> <tr> <td>160 万円以上 230 万円以下</td> <td>3 万円+利息・保証料</td> <td>470 万円以上 500 万円以下</td> <td>7 万円+利息・保証料</td> </tr> </tbody> </table>	契約金額 （借入極度額）	返済額 （元金+利息・保証料）	契約金額 （借入極度額）	返済額 （元金+利息・保証料）	10 万円以上 70 万円以下	1 万円+利息・保証料	310 万円以上 380 万円以下	5 万円+利息・保証料	80 万円以上 150 万円以下	2 万円+利息・保証料	390 万円以上 460 万円以下	6 万円+利息・保証料	160 万円以上 230 万円以下	3 万円+利息・保証料	470 万円以上 500 万円以下	7 万円+利息・保証料
契約金額 （借入極度額）	返済額 （元金+利息・保証料）	契約金額 （借入極度額）	返済額 （元金+利息・保証料）														
10 万円以上 70 万円以下	1 万円+利息・保証料	310 万円以上 380 万円以下	5 万円+利息・保証料														
80 万円以上 150 万円以下	2 万円+利息・保証料	390 万円以上 460 万円以下	6 万円+利息・保証料														
160 万円以上 230 万円以下	3 万円+利息・保証料	470 万円以上 500 万円以下	7 万円+利息・保証料														

	240万円以上 300万円以下	4万円+利息・保証料		
	<p>◎任意返済</p> <p>毎月の約定返済のほかに、当 JA 窓口あるいは A T M から貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。</p>			
利息の計算方法	◎毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。			
担保	◎不要です。			
保証	◎和歌山県農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので保証人は不要です。			
保証料	<p>◎後取分割方式（保証料率年 1.00%）</p> <p>※約定返済日の元利金返済（据置期間中は利息支払）にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p>			
融資事務手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資事務手数料（不要） ・ 融資条件変更手数料 所定の手数料がかかる場合がございます。 			
繰上返済手数料	◎必要ありません。			
最低出資金額	◎組合員資格がない方は、組合員資格取得のため出資金が必要になります。			
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>◎苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、JA 支店（所）または金融部（電話：0739-23-3516）に設置の JA バンク相談・苦情等受付窓口にお申し出ください。JA では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JA バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>◎紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、和歌山弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター（大阪府）を利用できます。</p> <p>JA バンク相談所を通じてのご利用となりますので、JA の JA バンク相談・苦情等受付窓口または JA バンク相談所にお申し出ください。</p>			
その他	<p>◎お申込みに際しては、事前に審査させていただき、結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。</p> <p>◎現在のご融資利率やご返済額の試算は、JA 融資窓口までお問合せください。</p>			
お問い合わせ窓口	<p>JA 紀南 ローンセンター</p> <p>電話番号：0739-81-3700</p>			

（記載の手数料には 10% の消費税が含まれています。）

JA 紀南